

令和2年度住民懇談会 主な質問・要望事項等 について

令和2年10月29日から11月11日まで6会場で住民懇談会を行いました。各会場での主な質問事項をお知らせします。紙面の都合上、一部抜粋して掲載しています。ご質問に対する回答は、後日行政区回覧でお知らせします。

トマム(10/29) 11人

- 中央保育所とトマム保育所で、施設の違いに差があるのはかわいそう。
- トマム公園づくりについて、少しずついいから進めてほしい。
- 高校生バスが不便である。過去に比べる改善されてきたと思うが、自力で富良野に通う交通手段が少ない。
- 高校からの帰宅途中、JRと鹿との衝突事故が頻発している。JRの運行時刻の遅れで、バスに乗れないことがある。
- リゾートのごみの分別状況が良くない。特に、外国人従業員はごみの分別表を理解できていないようなので、外国版のごみ分別表があるとよい。
- 公営住宅の備品の老朽化や破損などは個人で修繕すべきなのか、村で修繕してくれるのか基準が曖昧。また、網戸などの備品などあらかじめ設置されている住宅もあれば、そうではない住宅もある。備品の設置について、誰が行うものなのか、何が設置されているのかなど基準を明確にしていきたい。

美園(11/4) 3人

- 美園地区集会所トイレの水洗化
- 水害発生時、高台・美園地区は安全に思われているかもしれないが、孤立の可能性もあるので、村としても高台・美園地区の安全について留意してほしい。
- 新型コロナウイルス感染症の流行次第では、避難所の収容可能人数に制限がかかり、避難人数が施設の収容人数を超過することも想定される。公共施設の活用も検討していただきたい。
- 高齢化が進み、公営住宅のバリアフリーも必要になると思う。
- スピードを出す車が多く、追い越し車面が多いので注意啓発をお願いしたい。
- 双珠別(11/5) 6人
- 住民センターに、手すりを設置してほしい。
- 住民センターの燃料タンク、屋根が錆びているので、改善してもらいたい。
- 住民センターの屋根の雪下ろしをお願いしたい。
- 住民センター周りに砂利を敷いてほしい。

川添(11/5) 1人

- 側溝が詰まったり、水が流れていない。修繕が可能な場所について、少しずつでも対応していただきたい。
- 希望に応じて、新たに農業用水のメーターを設置していただくことは可能なのか。
- 国道の状態が悪い。冬季には穴が多数発生した。道路自体も古くなってきた。
- 村内居住者の高齢化に伴い、回覧を次の世帯に回すのが困難な世帯も見受けられる。村としても対応を検討していただきたい。
- 世帯からゴミ収集場所までの距離が長い箇所がある。回覧板同様、足が不自由な人は、重いゴミを持ち上げて収集場所まで歩くのが困難。現在の収集場所についても、住民の状況に応じた検討が必要だと思う。
- コミュニティプラザ(11/10) 6人
- ダムの前放流に係るガイドラインが公開されている。発電用利水ダムである双珠別ダムは、事前放流について今後どのような対応を行っているのか教えていただきたい。
- 避難路の整備をお願いしたい。
- 過去に発生した水害では、一時的に隣人が行方不明になった。避難区域だけではなく、家に残る人や、山に逃げる人など、避難所に避難しない住民の動きもシミュレーションしたほうが良いと思う。
- 川やトンネル付近の駐車帯にゴミが散乱している。
- 地域交通の改善において何か良い制度はないか。村に限らず、地域交通の課題を解消する取り組みが各地では実施されているようだ。毎回お願いしてきているところだが、むらびと交通の利用対象や営業日・営業時間を拡充するなど、誰でもいつでも利用可能な地域交通制度の構築を望んでいる。
- トマム地区において、ダンプロトラックの出入りが多い日があり、住宅地の狭い道路を走行するダンプロトラックも確認されている。高速道路の工事車両としたら、事前に通行の周知をお願いしたい。
- 占冠(11/11) 6人
- 現在使用している交流館調理室のガスコンロを、業務用のガスコンロに更新してほしい。
- 村内各地区によって降雪状況が異なるので、状況に応じた除雪を進めていただきたい。

美園(11/4) 3人

- 美園地区集会所トイレの水洗化
- 水害発生時、高台・美園地区は安全に思われているかもしれないが、孤立の可能性もあるので、村としても高台・美園地区の安全について留意してほしい。
- 新型コロナウイルス感染症の流行次第では、避難所の収容可能人数に制限がかかり、避難人数が施設の収容人数を超過することも想定される。公共施設の活用も検討していただきたい。
- 高齢化が進み、公営住宅のバリアフリーも必要になると思う。
- スピードを出す車が多く、追い越し車面が多いので注意啓発をお願いしたい。
- 双珠別(11/5) 6人
- 住民センターに、手すりを設置してほしい。
- 住民センターの燃料タンク、屋根が錆びているので、改善してもらいたい。
- 住民センターの屋根の雪下ろしをお願いしたい。
- 住民センター周りに砂利を敷いてほしい。

川添(11/5) 1人

- 側溝が詰まったり、水が流れていない。修繕が可能な場所について、少しずつでも対応していただきたい。
- 希望に応じて、新たに農業用水のメーターを設置していただくことは可能なのか。
- 国道の状態が悪い。冬季には穴が多数発生した。道路自体も古くなってきた。
- 村内居住者の高齢化に伴い、回覧を次の世帯に回すのが困難な世帯も見受けられる。村としても対応を検討していただきたい。
- 世帯からゴミ収集場所までの距離が長い箇所がある。回覧板同様、足が不自由な人は、重いゴミを持ち上げて収集場所まで歩くのが困難。現在の収集場所についても、住民の状況に応じた検討が必要だと思う。
- コミュニティプラザ(11/10) 6人
- ダムの前放流に係るガイドラインが公開されている。発電用利水ダムである双珠別ダムは、事前放流について今後どのような対応を行っているのか教えていただきたい。
- 避難路の整備をお願いしたい。
- 過去に発生した水害では、一時的に隣人が行方不明になった。避難区域だけではなく、家に残る人や、山に逃げる人など、避難所に避難しない住民の動きもシミュレーションしたほうが良いと思う。
- 川やトンネル付近の駐車帯にゴミが散乱している。
- 地域交通の改善において何か良い制度はないか。村に限らず、地域交通の課題を解消する取り組みが各地では実施されているようだ。毎回お願いしてきているところだが、むらびと交通の利用対象や営業日・営業時間を拡充するなど、誰でもいつでも利用可能な地域交通制度の構築を望んでいる。
- トマム地区において、ダンプロトラックの出入りが多い日があり、住宅地の狭い道路を走行するダンプロトラックも確認されている。高速道路の工事車両としたら、事前に通行の周知をお願いしたい。
- 占冠(11/11) 6人
- 現在使用している交流館調理室のガスコンロを、業務用のガスコンロに更新してほしい。
- 村内各地区によって降雪状況が異なるので、状況に応じた除雪を進めていただきたい。

国民年金に加入するには？

国民年金は、誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入することになります。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

加入種別と加入手続き

第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の方などが該当します。加入手続きは、ご自分で住所地の市町村の国民年金担当窓口で行います。

第2号被保険者

会社や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方が該当します。加入手続きは、勤務先が行います。

第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が該当します。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

保険料の納付は口座振替で

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替をご利用いただくと保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヶ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

詳しくは、旭川年金事務所(0166-27-1611)または役場住民課戸籍担当までお問い合わせください。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限について

納期の特例の適用を受けた方の、7月から12月までに源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてきました。期限までの納付をお願いします。

◎納付手続きには、下記の方法があります。

- 1 最寄りの金融機関(郵便局・銀行などの日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署の窓口で納付する方法(現金に納付書を添えて、納付してください。)
- 2 ダイレクト納付等を利用して電子納税する方法(ご利用には、事前に税務署へ届け出が必要です。)
※電子納税は自宅に居ながらにして国税の納付手続きが可能となることから、金融機関の窓口まで出向かなくてはならない、あるいは窓口の受付時間内しか納付できないなどの場所・時間的な制約がなくなるというメリットがあります。

☎ 富良野税務署 ☎ 22-2144

納付期限
令和3年
1月20日(水)

コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方々やご家族、治療にあたった医療関係者の方々等に対する不当な差別、偏見、嫌がらせ行為などはあってはなりません。不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながることはないよう、国や自治体が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

新型コロナウイルスに関連する偏見等による人権問題のお悩みは『新型コロナウイルス人権相談窓口』にご相談ください。

新型コロナウイルス 人権相談窓口

☎ 011-206-0497

受付時間 平日午前9時～午後5時
(12/29～1/3を除く)